

与信管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は取引先に適正な与信限度を設定し、取引の安全と保全を図るとともに事業の健全な伸張に寄与することを目的とする。

(主管部門及び責任者)

第2条 本規程の主管部門は財務経理部とし、責任者は財務経理部シニアマネージャーとする。

(適用範囲)

第3条 本規程は当社が事業目的とする出店、卸売及びそれらに関連する取引その他の取引並びにそれらに関連する取引において、当社の信用の供与（以下、与信という）をその条件とする取引に適用する。

(与信管理)

第4条 与信管理とは、売掛債権に係わる不測の損害が生じないよう適正な与信限度を設定、管理することをいう。

(与信限度)

第5条 与信限度とは、取引規模、企業内容に応じてあらかじめ取引先ごとに設定する営業上の売掛金及び受取手形を含めた総債権残高の与信限度をいう。

(与信管理の基本原則)

第6条 与信管理に関する事務は、本規程及び売買基本契約の定めるところに従い、与信の内容並びに取引先の状況に応じて会社の利益にもっとも適合するように処理しなければならない。

(信用調査の実施)

第7条 従業者は新規の顧客と売掛販売を開始する場合は、新規取引先の財政状況・支払能力等について調査し、財務経理部に報告しなければならない。

(与信限度の設定・変更)

第8条 与信限度の設定・変更の決裁は、別に定める「職務権限表」によるものとする。

2. 前項にかかわらず、取引が下記各号に該当するときは限度の設定を要しない。

(1) 全現金を前受けし、もしくはそれと引き替えに製品等を引き渡すとき。

(与信限度の見直し)

第9条 財務経理部シニアマネージャーは、重点取引先の信用状況、取引状況等を勘案の上、与信限度を年毎、定期的に見直さなければならない。

(与信限度に関する報告義務)

第10条 財務経理部シニアマネージャーは毎年定期的に、与信限度の設定状況並びに販売の実態を取りまとめ、社長に報告する。

(与信限度と売掛債権残高)

第11条 取引先に対する売掛債権残高は、与信限度額を超過してはならない。ただし、一時的に限度超過をきたす恐れのあるときは、別に定める「職務権限表」に基づき、事前に承認を得るものとする。また、売掛サイトについても、一時的に承認期間を超過する恐れがあるときも同様とする。

(与信限度超過の警告)

第12条 従業者は、取引先に対する総与信が与信限度を超過しているときは、警告する。

(与信限度の失効)

第13条 前回の取引から1年以上経過した取引先については、与信限度及びその他の決定事項は失効する。

(附則)

1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。
2. 本規程は、平成28年6月29日より実施する。

平成28年8月1日 改定・実施

平成29年7月19日 改定・実施